

## PBHSM 空域における水平方向の安全性評価実施要領

### 第1章 総則

#### 1. 1 目的

この実施要領は、国際民間航空条約第6及び11付属書、ICAO PBCS マニュアル「Performance-Based Communication and Surveillance Manual」(Doc 9869)、ICAO PBHSM マニュアル「Manual on Monitoring the Application of Performance-Based Horizontal Separation Minima」(Doc 10063)に準拠し、PBHSMを適用するために必要な安全性評価業務の実施方法を定めることを目的とする。

#### 1. 2 用語の定義

- (1) 「PBHSM (Performance-based Horizontal Separation Minima)」とは、航空機の航法性能、通信性能、監視性能に応じて適用される水平方向(縦間隔、横間隔)の最低管制間隔基準をいう。
- (2) 「PBHSM 空域」とは、PBHSMが適用される空域であり、福岡 FIR における PBHSM 空域は AIP GEN3.3 に定義されるデータリンク空域である。
- (3) 「PBCS (Performance Based Communication and Surveillance)」とは、特定の運用方式に適用される性能要件に基づく通信及び監視をいう。
- (4) 「LLD (Large Lateral Deviation)」とは、航行中の航空機が飛行計画経路から ICAO アジア太平洋地域において同意された距離以上横方向に逸脱することをいう。
- (5) 「LLE (Large Longitudinal Error)」とは、航空機の縦方向の位置または縦方向の航空機間隔の予期しない変動で PBHSM マニュアルに定めるものをいう。
- (6) 「EMA (En-route Monitoring Agency)」とは、ICAO に承認された PBHSM 空域における水平方向の安全性を評価・監視する監視機関をいう。
- (7) 「RMA (Regional Monitoring Agency)」とは、ICAO に承認された RVSM 空域における垂直方向の安全性を評価・監視する監視機関をいう。
- (8) 「JASMA (Japan Airspace Safety Monitoring Agency)」とは、航空局交通管制部管制課空域調整整備室に事務局を置く EMA 及び RMA であり、福岡 FIR を管轄する。
- (9) 「CRA (Central Reporting Agency)」とは、PBCS 性能を監視する機関であり、日本の CRA は、航空局交通管制部交通管制企画課に事務局を置き、福岡 FIR 内のデータリンク空域を管轄する。

## 第2章 PBHSM 空域における安全性評価の実施

2. 1 JASMA は、PBHSM 空域における以下の安全性評価を実施するものとする。

2. 2 RNAV/PBCS 許可機データベース管理

安全部航空事業安全室より RNAV 航行許可情報及び PBCS 運航承認情報を取得し、当該情報のデータベースを構築、管理する。

2. 3 水平方向の衝突危険度計算

ICAO PBHSM マニュアル等に記載された衝突危険度計算モデルを用いて、PBHSM 空域における衝突危険度を計算する。また、計算に必要な Traffic Sample Data (TSD)、LLD/LLE 報告、データリンク関連ログ等を継続的に収集する。

2. 4 LLD/LLE 報告の集計

ATMC、各管制部から毎月送付される LLD/LLE 報告を分析、集計し、国際会議への提出ペーパー作成のための資料とする。

2. 5 PBCS 性能低下に関する報告

2. 5. 1 CRA から本邦運航者航空機の PBCS 性能低下報告を受けた場合の対応

CRA による PBCS 性能監視の結果、本邦運航者が運航する航空機について ICAO 基準値を満たしていないと認められた旨の報告を受けた場合は、CRA が設定した対応期限を記入した上で様式 1-2 により運航者に報告する。

是正措置を行った後、対応期限内に再度 PBCS 性能監視を受けた結果、CRA から ICAO 基準値を満たした旨の報告を受けた場合は、様式 1-1 により運航者に報告する。

対応期限内に ICAO 基準値を満たさなかった旨の報告を受けた場合は、様式 1-2 により運航者及び安全部航空事業安全室へ報告する。

2. 5. 2 CRA から外国運航者航空機の PBCS 性能低下報告を受けた場合の対応

CRA による PBCS 性能監視の結果、外国運航者が運航する航空機について ICAO 基準値を満たしていないと認められた旨の報告を受けた場合は、Form 1 により当該航空機の PBCS 運航承認を行った国を管轄する外国 RMA に報告する。

2. 5. 3 外国 EMA から本邦運航者航空機に関する報告を受けた場合の対応

外国 EMA から、本邦運航者が運航する航空機について ICAO 値を満たしていないと認めた旨の報告を受けた場合は、CRA に当該性能の評価を依頼し、必要に応じ 2. 5. 1 の措置を講ずる。

第 3 章 附則

3. 1 本要領は、平成 30 年 3 月 29 日から適用する。

PBCS 性能監視結果報告書

宛先：(運航者) 殿

JASMA (空域調整整備室)

1. 対象航空機

下記航空機の PBCS 性能監視結果を報告致します。

航空機型式	
シリーズ	
航空機登録番号	

2. PBCS 性能監視結果

PBCS 性能監視結果を統計的に検証した結果、対象航空機は、ICAO Doc 9869 (PBCS マニュアル) 等に基づく航空機の PBCS 性能基準を満たしています。

3. 添付資料

別添のとおり。

## PBCS 性能監視結果報告書

宛先：(運航者) 殿

JASMA (空域調整整備室)

## 1. 対象航空機

下記航空機の PBCS 性能監視結果を報告致します。

航空機型式	
シリーズ	
航空機登録番号	

## 2. PBCS 性能監視結果

PBCS 性能監視結果を統計的に検証した結果、対象航空機は、ICAO Doc 9869 (PBCS マニュアル) 等に基づく性能基準値に対して PBCS 性能の低下が認められます。

## 3. 求められる対応

適切な是正措置の後にモニタリングのための飛行を、下記対応期限までに実施してください。

対応期限	
------	--

また、モニタリングの結果、性能基準を満たしていると判定されるまでは、当該航空機の運航に際して提出する飛行計画の第 10 項への「P2」及び第 18 項への「SUR/RSP180」は記入しないようお願いします。

## 4. 添付資料

別添のとおり。

## PBCS PERFORMANCE REPORT

## PBCS 性能報告

(Name of RMA)

(RMA の名称)

State of Registry 登録国	
Operator 運航者	
State of the Operator 運航者の国籍	
Aircraft type and series 航空機型式およびシリーズ	
Registration mark 登録記号	

This measurement indicates that degradation of PBCS performance for the aircraft is observed. It is therefore requested that an immediate investigation be undertaken into this discrepancy and that the necessary arrangements be made for a repeat monitoring at the earliest opportunity.

対象航空機の監視の結果、PBCS 性能の低下が認められる。したがって、早急に調査を行い必要な整備を行った後、可能な限り早い機会に、複数回モニタリングのための飛行計を計画することが求められる。

For a detailed explanation on the PBCS performance requirements you may wish to refer to (ICAO Doc. 9869 (PBCS Manual)).

PBCS 性能の要件に関する詳細は PBCS マニュアルを参照すること。

See attached document.

添付資料を参照。

Thank you for your continued cooperation.

Yours faithfully,

ご協力に感謝します。

JASMA Japan Civil Aviation Bureau